

第2期三浦市自殺対策計画

2024（令和6）年度～2028（令和10）年度

2024（令和6）年3月

三浦市



〈 目 次 〉

第1章 地域自殺対策計画の策定について	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の数値目標	3
第2章 三浦市における自殺の現状と神奈川県・全国との比較	4
1 自殺の現状	4
(1) 自殺に関する統計について	4
(2) 自殺者数（住居地・発見地）の推移	5
(3) 男女別自殺者数とその割合	6
(4) 自殺死亡率の推移	7
(5) 年齢別自殺者数とその割合	8
(6) 同居人の有無別自殺者数とその割合	9
(7) 職業別自殺者数とその割合	10
(8) 原因・動機別自殺者数とその割合	12
2 三浦市地域自殺実態プロファイルから見る重点支援対象者	14
(1) 三浦市の主な自殺の特徴	14
(2) 重点的に支援が必要な対象者	15
3 第1期計画の取組と評価	16
第3章 自殺対策推進のための方針と施策体系	20
1 基本理念	20
2 基本方針	20
(1) 生きることの包括的な支援	20
(2) 関連施策の連携の強化	21
(3) 役割の明確化及び連携・協働の推進	21
(4) 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮	21
3 施策体系	22
(1) 基本施策	22
(2) 重点施策	22
(3) SDGs（持続可能な開発目標の視点を踏まえた計画の推進）	24
第4章 施策展開	25
1 基本施策	25
(1) 地域におけるネットワークの強化	25
(2) 自殺対策を支える人材の育成	26
(3) 市民への啓発と周知	26
(4) 自殺未遂者等への支援の充実	28
(5) 自死遺族等への支援の充実	29
(6) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	30
2 重点施策	31
(1) 高齢者への支援	31

(2) 生活困窮者への支援	32
(3) 勤務・経営者への支援	33
(4) 女性への支援	34
第5章 三浦市における主な自殺対策事業	35
1 基本施策	35
(1) 地域におけるネットワークの強化	35
(2) 自殺対策を支える人材の育成	35
(3) 市民への啓発と周知	36
(4) 自殺未遂者等への支援の充実	36
(5) 自死遺族等への支援の充実	37
(6) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	37
2 重点施策	38
(1) 高齢者への支援	38
(2) 生活困窮者への支援	39
(3) 勤務・経営者への支援	39
(4) 女性への支援	39
第6章 自殺対策の推進体制等	40
1 自殺対策の推進体制	40
2 計画の進行管理	40

資料編

三浦市自殺対策会議に関する要領	42
別表（第3条関係）	43

第1章 地域自殺対策計画の策定について

1 計画策定の背景

警察庁の「自殺統計」によると、日本の自殺者数は、1998（平成10）年に前年比で8千人以上増加し3万2千人を超えて、その後14年連続で3万人を超えた人数で推移しました。

そのような状況下で、国においては、2006（平成18）年に「自殺対策基本法」を制定し、2007（平成19）年には自殺対策の取組方針を定めた「自殺総合対策大綱」を策定し、これらに基づき、国・地方公共団体等では様々な自殺対策に取り組んできました。

しかし、日本の自殺死亡率は主要先進7か国の中では最も高く、また、いまだに年間2万人以上の尊い命が自殺により失われており、非常事態は続いていると言わざるを得ません。

自殺対策は「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念として、国は2016（平成28）年4月に「自殺対策基本法」を改正し、また、この法改正を受けて、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、2017（平成29）年7月に新たな「自殺総合対策大綱」も閣議決定されました。

改正された自殺対策基本法では、県や市町村等の地方公共団体は「自殺対策についての計画を定めるもの」と規定されており、神奈川県においては、「かながわ自殺対策計画」を2018（平成30）年3月に策定しました。

市町村においても、2018（平成30）年度に計画を策定することとされており、三浦市の自殺の現状を確認するとともに、「自殺対策基本法」や「自殺総合対策大綱」の基本理念等を踏まえて、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らす取組及び「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やす取組を通じて、本市の自殺対策を「生きることの包括的な支援」として総合的に推進していくために、2019（平成31）年3月に三浦市自殺対策計画を5年計画として策定しました。

しかし、2020（令和2）年、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、国内の自殺者の総数は11年ぶりに前年を上回りました。三浦市においても例外ではなく、2020（令和2）年は前年を上回る自殺者数となっています。そのような中で、三浦市自殺対策計画は令和5年度に計画最終年度を迎えたため、これまでの計画推進状況を踏まえ、自殺対策の充実を図るべく、この度、第2期計画を策定するものとなりました。

2 計画の位置づけ

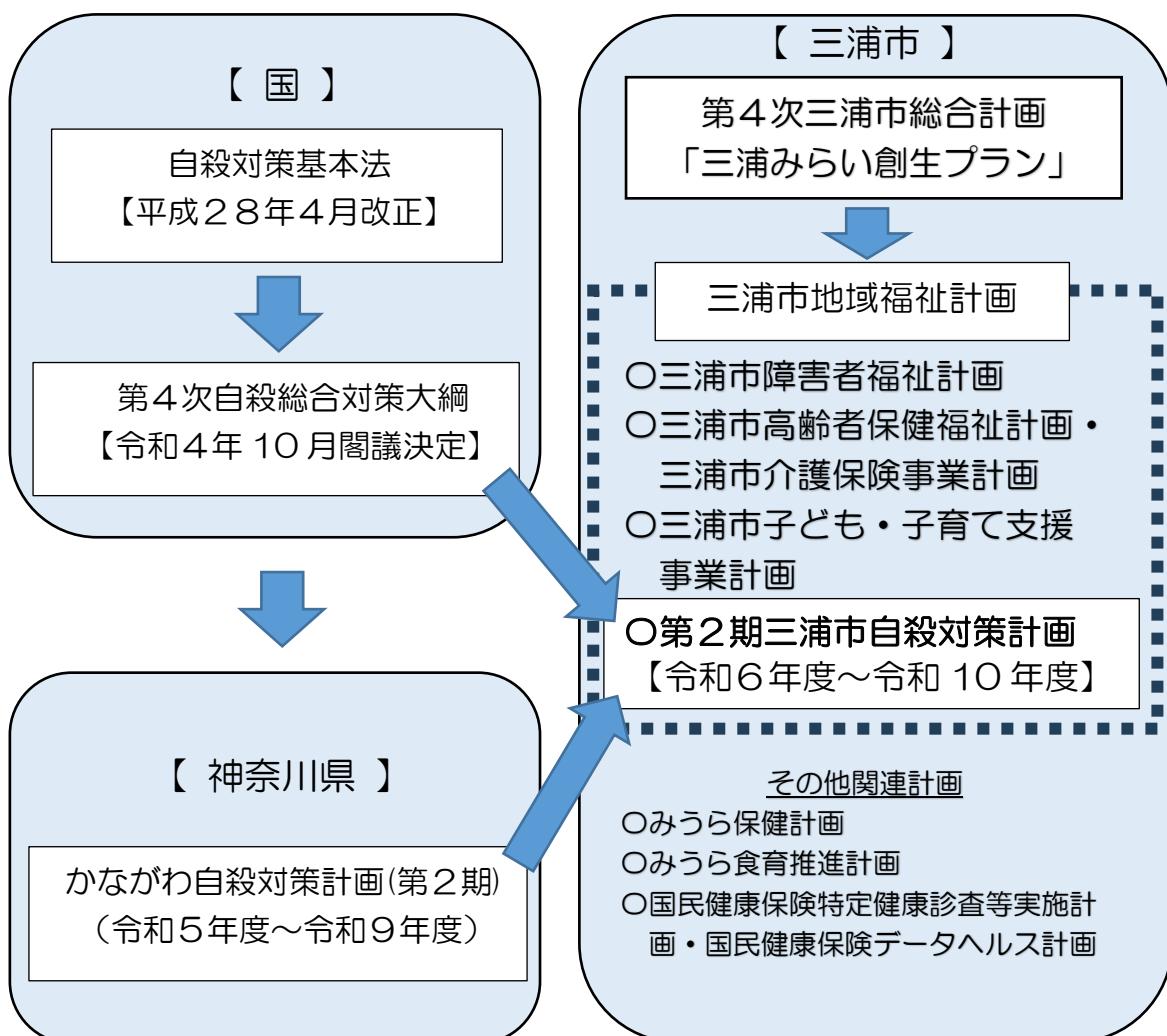
本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」として、自殺対策に関する基本理念や施策の方向性を定める計画です。

計画の策定にあたっては、国の「自殺総合対策大綱」の趣旨を踏まえ、また、神奈川県の「かながわ自殺対策計画」、三浦市の「第4次三浦市総合計画（三浦みらい創生プラン）」及び関連するその他の計画と整合を図りました。

3 計画の期間

本計画の期間は、2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までの5年間とします。

なお、国の動向や社会情勢の変化、三浦市総合計画等の関連する計画との整合性等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。



4 計画の数値目標

国の「第4次自殺総合対策大綱」では、2026（令和8）年までに自殺死亡率（人口10万人当たりに自殺者数）を2015（平成27）年の18.5と比べて30%以上減少させ、13.0以下にすることを目標としています。

また、神奈川県の「かながわ自殺対策計画(第2期)」では、自殺死亡率（人口動態統計）を2016（平成28）年の14.6から、10年間で30%以上減少させ、2026（令和8）年に10.2以下にすることを全体目標としています。

三浦市では、『誰も自殺に追い込まれることのない三浦市を目指して』を基本理念として計画を策定します。そのため、最終的に目指すのは、そのような三浦市の実現ですが、国・県の目標や三浦市の現状を考慮して、この計画期間の数値目標を定めます。

考慮する三浦市の現状とは、自殺死亡率が全国・神奈川県と比較して高い水準にあることと、母数となる人口が少ないため自殺者1人の増減が自殺死亡率に大きく影響し、自殺死亡率の増減が非常に大きいことです。

そこで、三浦市の目標は、2018（平成30）年から2022（令和4）年の自殺死亡率の平均20.9から20%減の16.7を2023（令和5）年から2027（令和9）年の平均値の目標とすることとして、以下のとおりとします。

なお、三浦市の数値目標で使用する自殺死亡率は、国の自殺総合対策推進センターから提供される地域自殺実態プロファイルが主に警察庁自殺統計原票データを特別集計し作成されていること、データの入手が容易で今後の分析や状況の把握がしやすいことなどを考慮して、警察庁の「自殺統計」の数値とします。

表1【三浦市の実施目標】

	現在の状況	数値目標
基準となる期間（※1）	平成30年～令和4年	令和5年～令和9年
自殺死亡率（※2）5年平均	20.9	16.7
減少割合	-	20.0%

※1…第1期計画策定期間含む5年間を「現在の状況」の基準となる期間とし、また、計画期間の最終年度の2028（令和10）年度に把握できる最新年の2027（令和9）年を含む5年間を「数値目標」の基準となる期間とします。

※2…自殺死亡率は、人口10万人当たりの自殺死亡者数を表す指標で、ここでは、警察庁の「自殺統計」の自殺死亡率を資料としています。

第2章 三浦市における自殺の現状と神奈川県・全国との比較

1 自殺の現状

(1) 自殺に関する統計について

自殺に関する統計は、主に、厚生労働省が集計している「人口動態統計」と警察庁が集計している「自殺統計」の2種類があります。

「人口動態統計」は、日本人を対象に集計されていますが、「自殺統計」は、日本における外国人も対象に含んで集計されています。

この章で示す自殺者の統計データは、警察庁の「自殺統計」(※) 及び国の自殺総合対策推進センターから提供された「三浦市地域自殺実態プロファイル【2022】」を資料として利用しています。

また、自殺に関する統計の指標に「自殺死亡率」があります。この指標は、人口10万人当たりの自殺死亡者数を表すものです。

※…警察庁の「自殺統計」は、内閣府及び厚生労働省が、警察庁から提供を受けた自殺統計原票データに基づいて集計・公表している、2014（平成26）年から2022（令和4）年までの「地域における自殺の基礎資料」より収集したもので、主に、自殺者の住居地で集計したデータと、発見地で集計したデータの2種類があります。

(2) 自殺者数（住居地・発見地）の推移

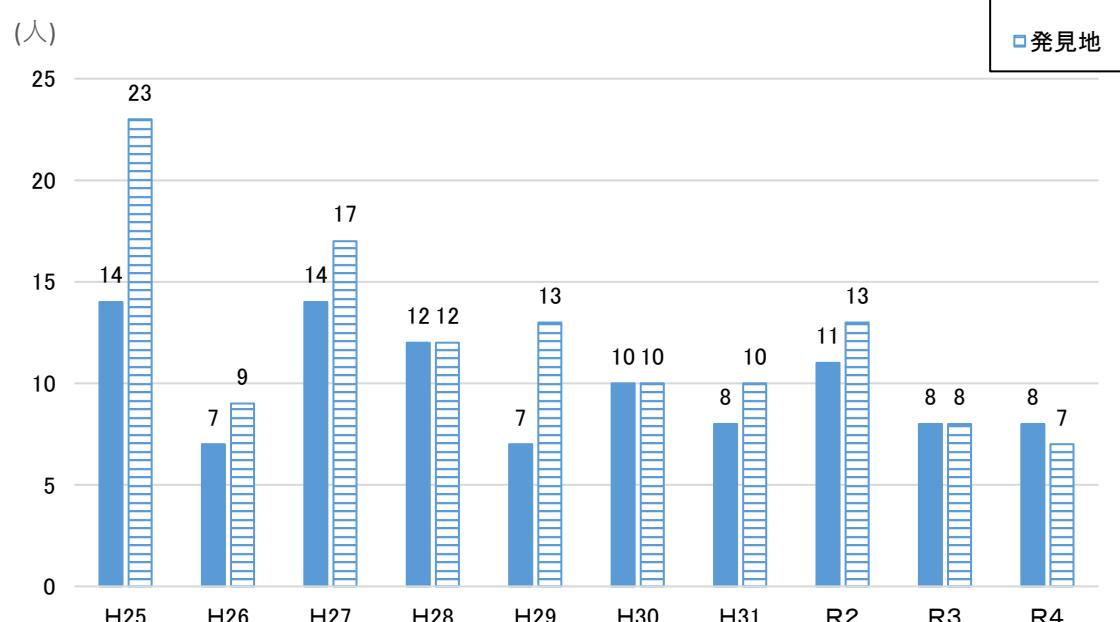
三浦市を住居地（※1）とする方の自殺者数（以下「三浦市の自殺者数」という。）は、最近5年間では、2020（令和2）年の11人が最も多く、それ以外の年は概ね8人前後で推移しています。

また、三浦市を発見地（※2）とする方の自殺者数は、最近5年間では、2020（令和2）年の13人が最も多く、2022（令和4）年の7人が最も少くなっています、概ね10人前後で推移しています。

※1…自殺者が生前住んでいた場所

※2…遺体が発見された場所

図1 自殺者数の推移(住居地、発見地)



資料：警察庁「自殺統計」（自殺日・住居地、自殺日・発見地）

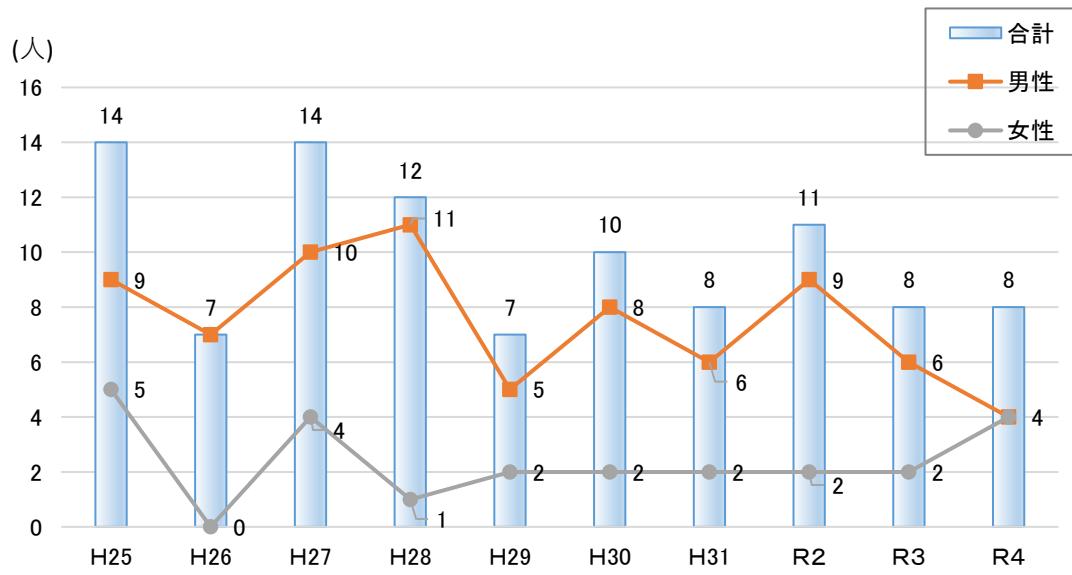
住居地と発見地の自殺者数を比較すると、2021（令和3）年までは、同人数、もしくは、発見地の方が多くなっており、市外から三浦市へ来られて自殺する方が一定数いることが分かります。

「発見地の自殺者数÷住居地の自殺者数」で算出される指標は、その市町村のハイリスク地の度合いを表していますが、「三浦市地域自殺実態プロファイル【2022】」で示された2018（平成30）年から2022（令和4）年の合計の自殺者数での指標では、三浦市は発見地が住居地を大きく超えた年はなく、ハイリスク地としても上位にはいません。

(3) 男女別自殺者数とその割合

三浦市の自殺者数の推移を男女別でみると、最近5年間では、男性は概ね7人前後、女性は概ね2人前後となっており、2022（令和4）年に初めて男女同数となっています。

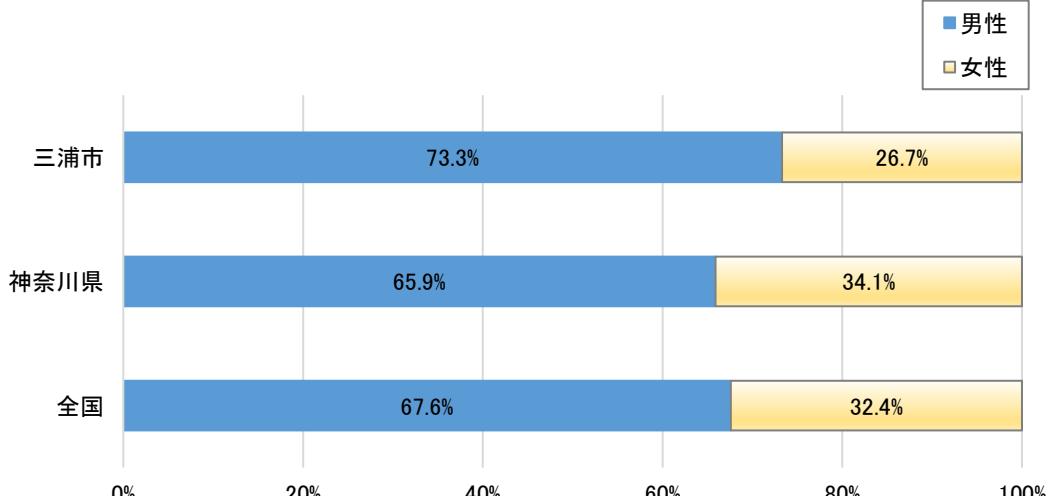
図2 男女別自殺者数の推移(住居地)



資料:警察庁「自殺統計」(自殺日・住居地)

また、最近5年間の三浦市の自殺者数累計の男女別割合をみると、男性の割合が神奈川県と比較し約7%、全国と比較し約6%高いことが分かります。

図3 自殺者の男女別割合(住居地、平成30年～令和4年累計)



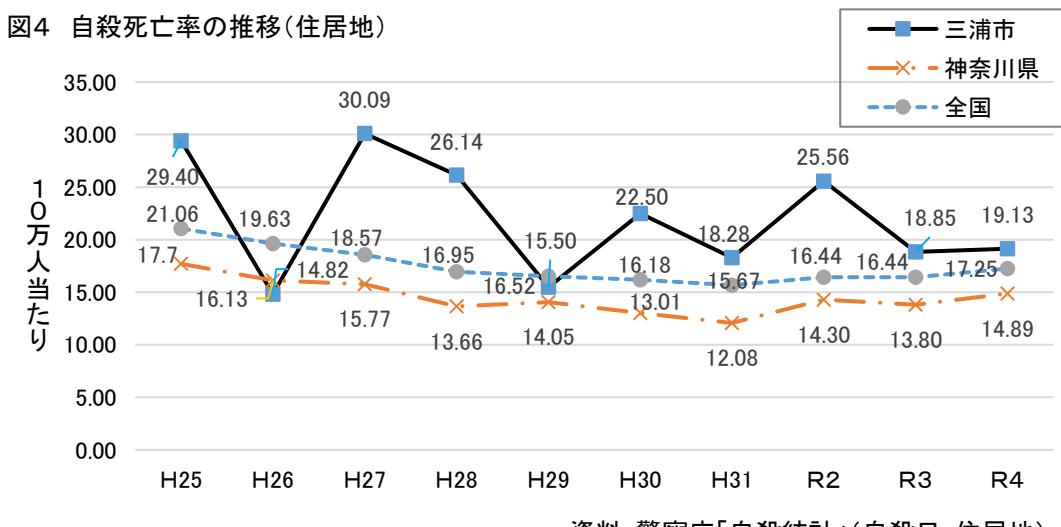
資料:警察庁「自殺統計」(自殺日・住居地)

(4) 自殺死亡率の推移

人口10万人当たりの自殺死亡者数を自殺死亡率といいますが、三浦市は、母数となる人口が少ないため、自殺者1人の増減が自殺死亡率に大きく影響します。

三浦市の自殺者数は、最近の5年間では、2020（令和2）年から2021（令和3）年で、11人から8人へ、3人減少し、自殺死亡率は、25.56から18.85へ、6.71の減少となりました。

三浦市を住居地とする方の自殺死亡率（以下「三浦市の自殺死亡率」という。）は、最近5年間では、自殺者数が最も多かった2020（令和2）年は25.0を超えていましたが、一桁であった2019（平成31）年、2021（令和3）年、2022（令和4）年は20.0未満でした。



グラフからも分かるように、神奈川県・全国の自殺死亡率は2019（平成31）年まで緩やかな減少傾向にあり、2020（令和2）年以降、緩やかに増加しています。三浦市は2018（平成30）年以降、増減が激しく、明らかな減少傾向にあるとは判断できません。

また、三浦市の自殺死亡率は年ごとの増減が大きく、単年では他との比較が難しいため、最近5年間の自殺死亡率の平均を神奈川県・全国と比較すると以下の表のとおりです。三浦市の自殺死亡率は高い水準であり、主に男性が高いことが分かります。

表2 平成30年から令和4年までの自殺死亡率の平均

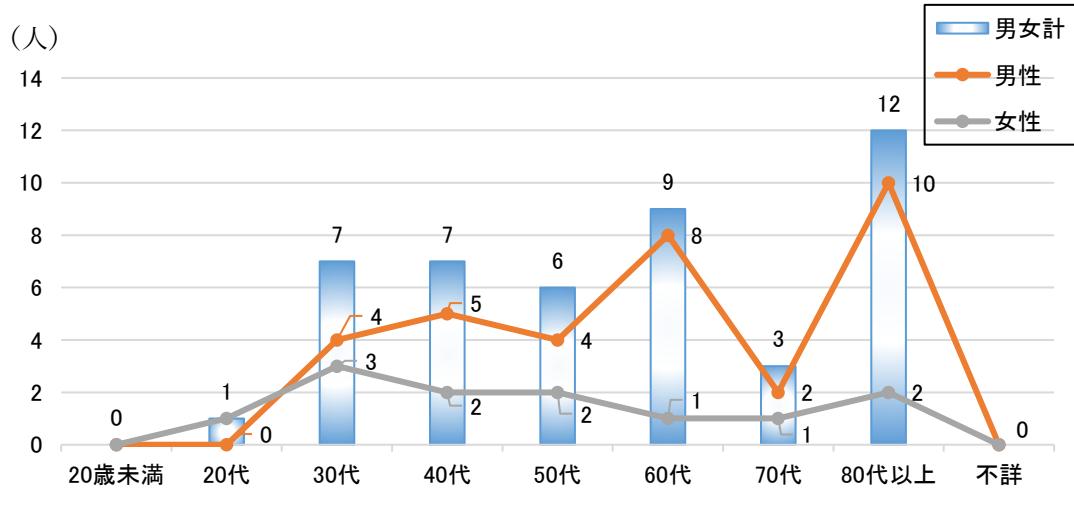
区分	三浦市	神奈川県	全国
自殺死亡率	20.9	13.4	17.1
自殺死亡率（男性）	31.4	18.0	22.7
自殺死亡率（女性）	10.9	9.3	10.4

資料：警察庁「自殺統計」（自殺日・住居地）

(5) 年齢別自殺者数とその割合

最近5年間の三浦市の自殺者数を年齢別にみると、80歳以上が12人で最も多く、次が60歳代の9人となっており、高齢者が多いことが分かります。

図5 年齢別男女別自殺者数(住居地、平成30年～令和4年)

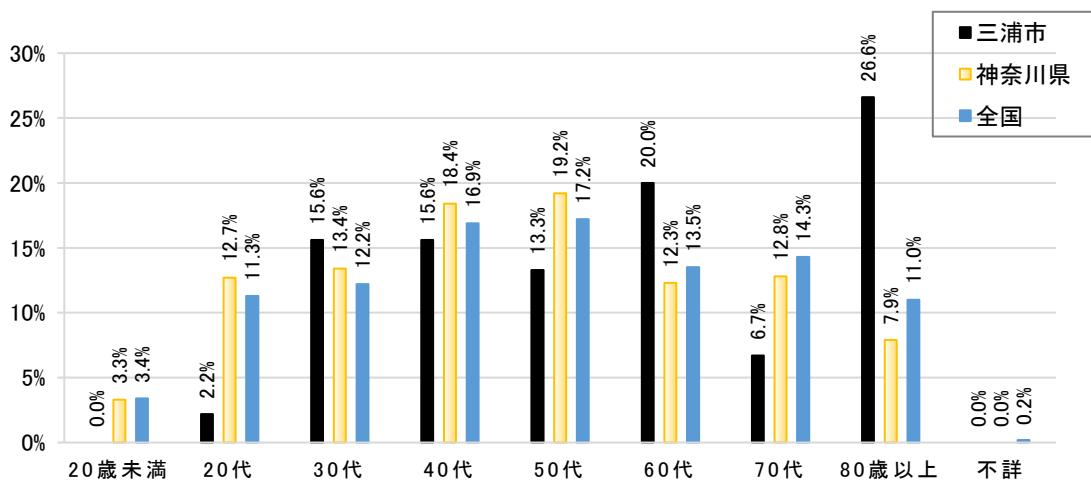


資料：警察庁「自殺統計」(自殺日・住居地)

年齢別の割合を神奈川県・全国と比較してみると、60歳代、80歳代で、三浦市が神奈川県・全国よりも高くなっています。これは、三浦市の高齢化率（65歳以上の人口の割合）が高いことの影響が考えられます。（2020（令和2）年国勢調査の高齢化率：三浦市・41.1%、神奈川県・25.6%、全国28.6%）

また、同様の理由で、20歳代の自殺者数は1人で割合は2.2%となっており、神奈川県・全国と比較すると、10%程度低くなります。

図6 年齢別自殺者数割合(住居地、平成30年～令和4年累計)

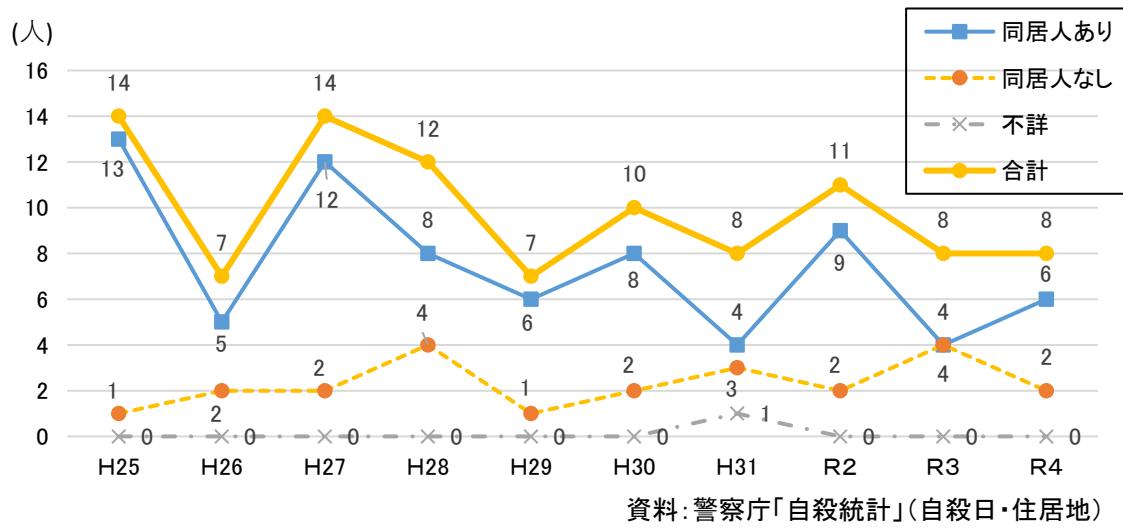


資料：警察庁「自殺統計」(自殺日・住居地)

(6) 同居人の有無別自殺者数とその割合

同居人の有無別の三浦市の自殺者数の推移をみると、年により増減はありますか、2021（令和3）年は同数ですが、そのほか全ての年で同居人がいた方が多いことが分かります。

図7 同居人の有無別自殺者数(住居地)



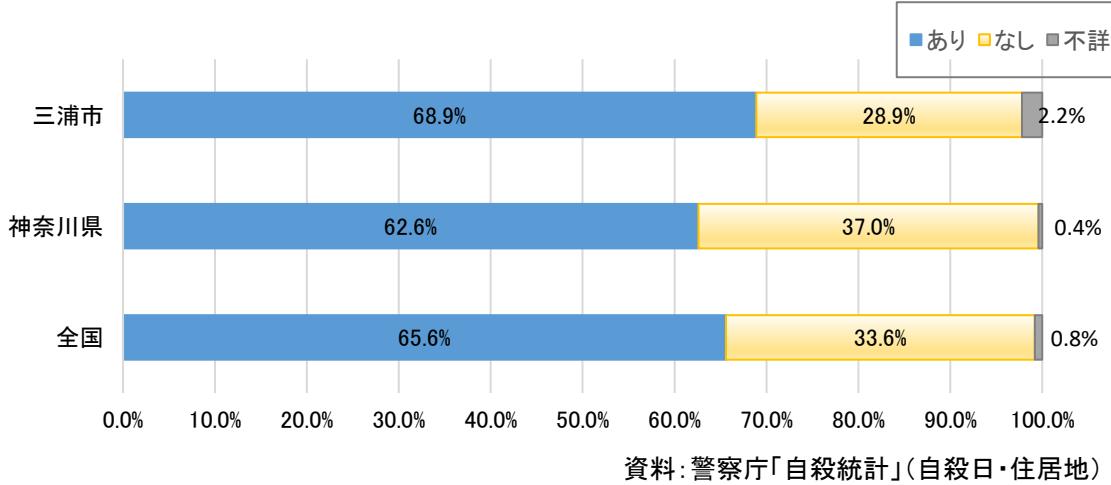
資料:警察庁「自殺統計」(自殺日・住居地)

また、最近5年間の同居人の有無別の割合を、神奈川県・全国と比較してみると、三浦市の同居人ありの割合は68.9%で、神奈川県よりも6%以上、全国よりも3%以上高くなっています。

これは、三浦市は全世帯に占める単身世帯の割合が神奈川県・全国と比較すると約10%低いので、その影響が考えられます。

(2020（令和2）年国勢調査の「単独世帯数」の「全世帯数」に対する割合：三浦市・29.6%、神奈川県・39.2%、全国・38.1%)

図8 同居人の有無別自殺者数割合(住居地、平成30年～令和4年累計)



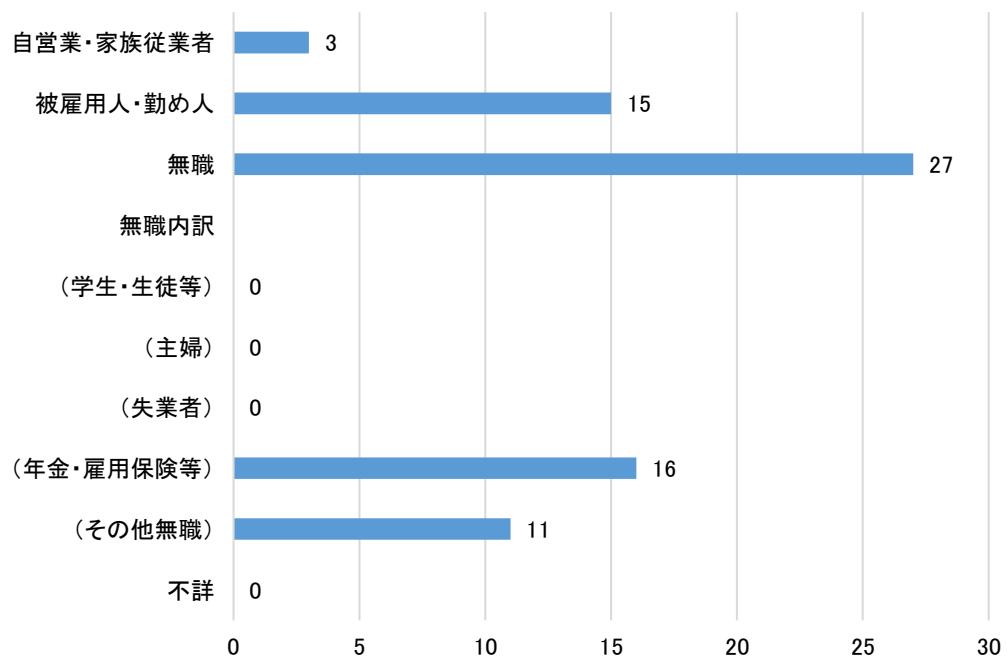
資料:警察庁「自殺統計」(自殺日・住居地)

(7) 職業別自殺者数とその割合

最近5年間の三浦市の自殺者数を職業別にみると、無職者が27人、被雇用・勤め人が15人、自営業・家族従業者が3人となっており、有職者よりも無職者が多いことが分かります。

無職者の内訳は、学生・生徒等や主婦が0人であるのに対し、年金・雇用保険等は16人となっており、このことからも高齢者が多いことが分かります。

図9 職業別自殺者数(住居地、平成30年～令和4年累計)



※(学生・生徒等)から(その他無職)までの()書きは、無職内訳

資料：警察庁「自殺統計」(自殺日・住居地)

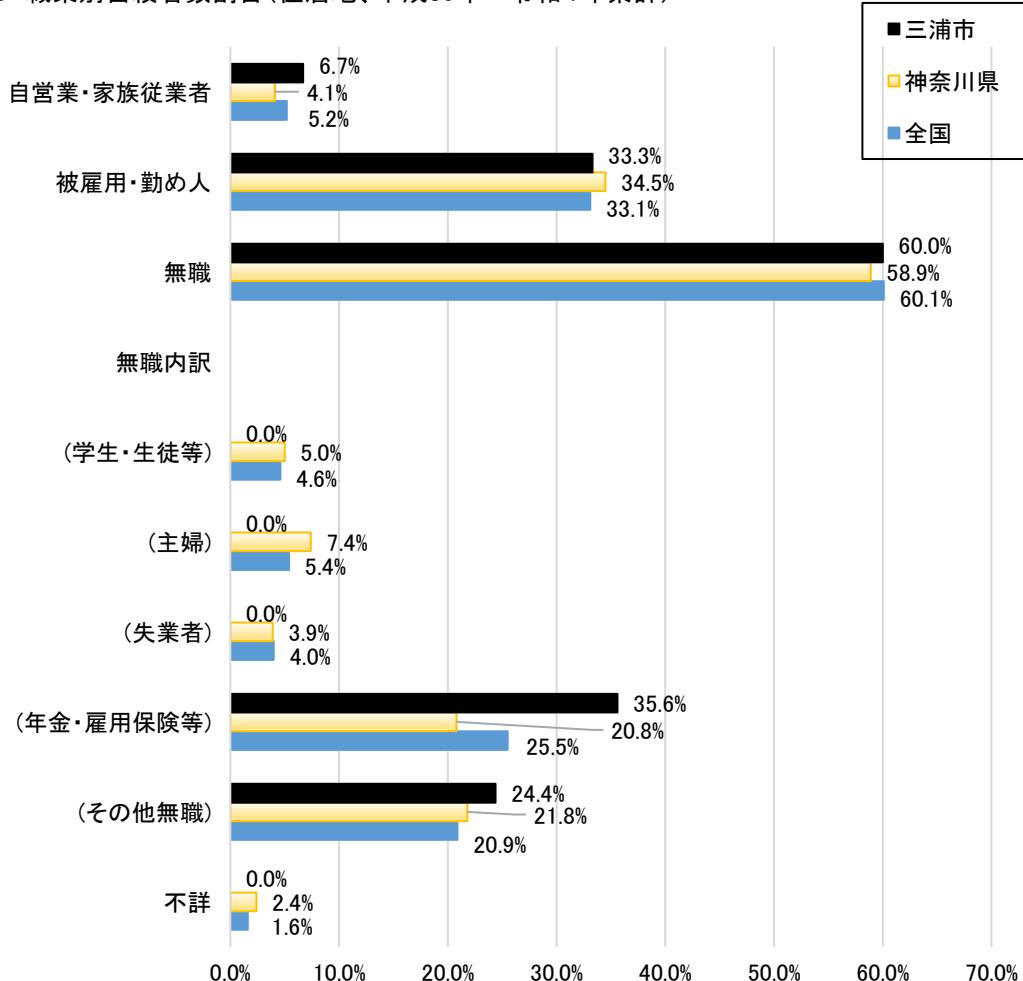
職業別の割合を神奈川県・全国と比較してみると、有職者と無職者では、無職者の割合が神奈川県で 58.9%、全国で 60.1%となっており、三浦市とほぼ同数となっております。

無職者の内訳では、年金・雇用保険等、その他無職ともに、神奈川県・全国の割合を上回っています。

有職者では、自営業・家族従事者の割合が、神奈川県・全国を上回っており、被雇用・勤め人の割合は、神奈川県を 1.2% 下回り、全国を 0.2% 上回っています。

これは、2020（令和2）年国勢調査によると、三浦市は有職者に占める自営業・家族従事者の割合が神奈川県・全国と比較すると高くなっています。その影響が考えられます。（2020（令和2）年国勢調査の「雇人のある事業主」、「雇人のない事業主」、「家族従事者」の「就業者総数」に対する割合：三浦市・19.8%、神奈川県・7.8%、全国・12.8%）

図10 職業別自殺者数割合(住居地、平成30年～令和4年累計)



※(学生・生徒等)から(その他無職)までの()書きは、無職内訳

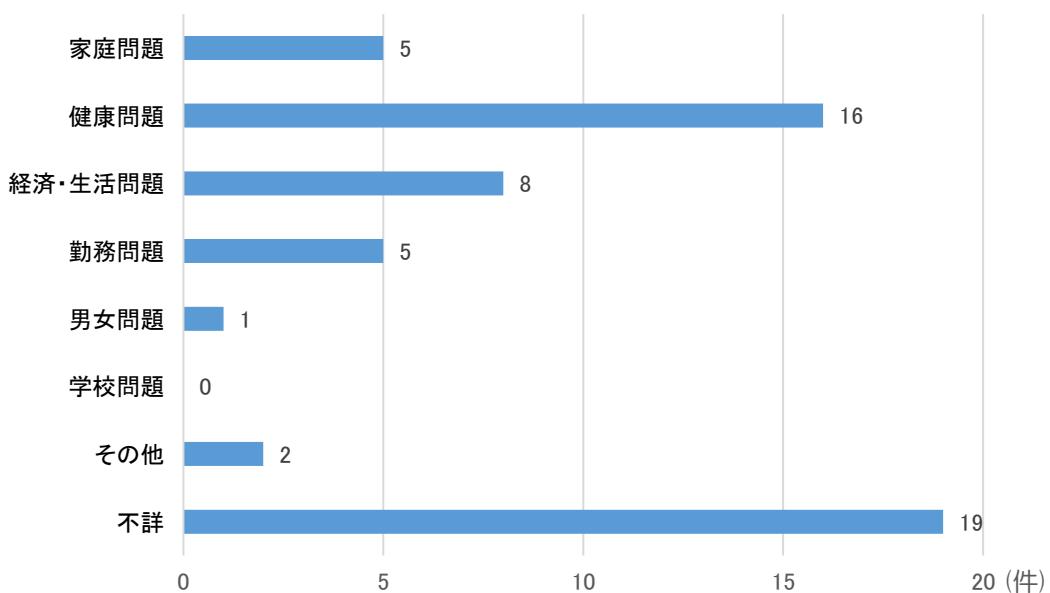
資料：警察庁「自殺統計」(自殺日・住居地)

(8) 原因・動機別自殺者数とその割合

最近5年間の三浦市の自殺者数を原因・動機別にみると、原因・動機が不詳の場合が一番多く、19件あります。原因・動機が推定できる場合には、健康問題が16件で一番多く、次に経済・生活問題の8件、家庭問題、勤務問題の5件と続きます。

なお、自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きていると考えられます。

図11 原因・動機別自殺者数(住居地、平成30年～令和4年累計)



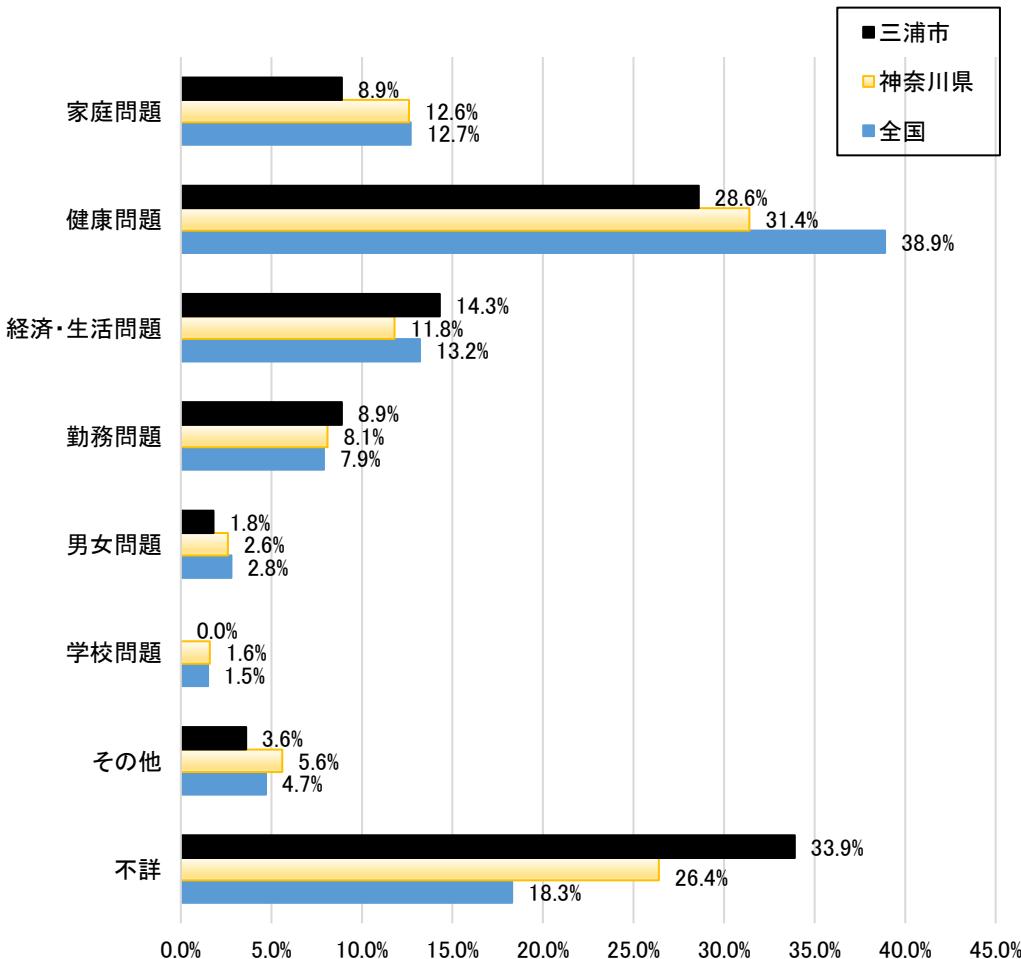
※推定できる原因・動機を3つまで計上可能とされています。

資料:警察庁「自殺統計」(自殺日・住居地)

原因・動機別の割合を神奈川県・全国と比較してみると、不詳の割合が33.9%となっており、神奈川県より7%以上、全国より15%以上回っており、明確な原因・動機が分からなかった方が1／3以上を占めています。

推定できた原因・動機は、家庭問題の割合が、神奈川県・全国より約4%低く、健康問題の割合も神奈川県より約3%、全国より約10%下回っております。

図12 原因・動機別自殺者数割合(住居地、平成30年～令和4年累計)



※推計できる原因・動機を3つまで計上可能とされています。

資料: 警察庁「自殺統計」(自殺日・住居地)

2 三浦市地域自殺実態プロファイルから見る重点支援対象者

国の自殺総合対策推進センターから提供された「三浦市地域自殺実態プロファイル【2022】」は、主に2017（平成29）年から2021（令和3）年までの5年間の警察庁自殺統計原票データを特別集計し作成されたもので、地域の自殺の特徴等を分析したものです。

（1）三浦市の主な自殺の特徴

三浦市の自殺者数は、2017（平成29）年から2021（令和3）年の5年間の合計が44人で、そのうち男性が34人、女性が10人となっています。

この5年間のデータを基に、三浦市における主な自殺の特徴を示したもののが以下の表となります。

表3 平成29年から令和3年までの三浦市の主な自殺の特徴

上位5区分（※1）	自殺者数 5年間合計 (H29～R3)	割合 (※2)	自殺死亡率 (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路（※3）
1位：男性 60歳以上 無職同居	7	15.9%	36.6	失業（退職）→生活苦+介護の悩み (疲れ) +身体疾患→自殺
2位：男性 40～59歳 有職同居	7	15.9%	33.4	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
3位：男性 60歳以上 無職独居	6	13.6%	139.6	失業（退職）+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
4位：男性 40～59歳 無職同居	3	6.8%	144.2	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
5位：男性 20～39歳 有職同居	3	6.8%	26.2	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺

資料：自殺総合対策推進センター「三浦市地域自殺実態プロファイル【2022】」

※1…性別、年齢、職業の有無、同居人の有無で特別集計した区分

※2…2017（平成29）年から2021（令和3）年の5年間の自殺者数合計44人に対する割合

※3…自殺実態白書2013（NPO法人自殺対策支援センターライフリンク）を参考にして、自殺総合対策推進センターが各地域に示した主な自殺の危機経路

（該当する性別・年齢等の特性に応じ、全国的に見て代表的と考えられる自殺の危機経路を示すものであり、三浦市の自殺者の危機経路を具体的に示しているものではありません。）

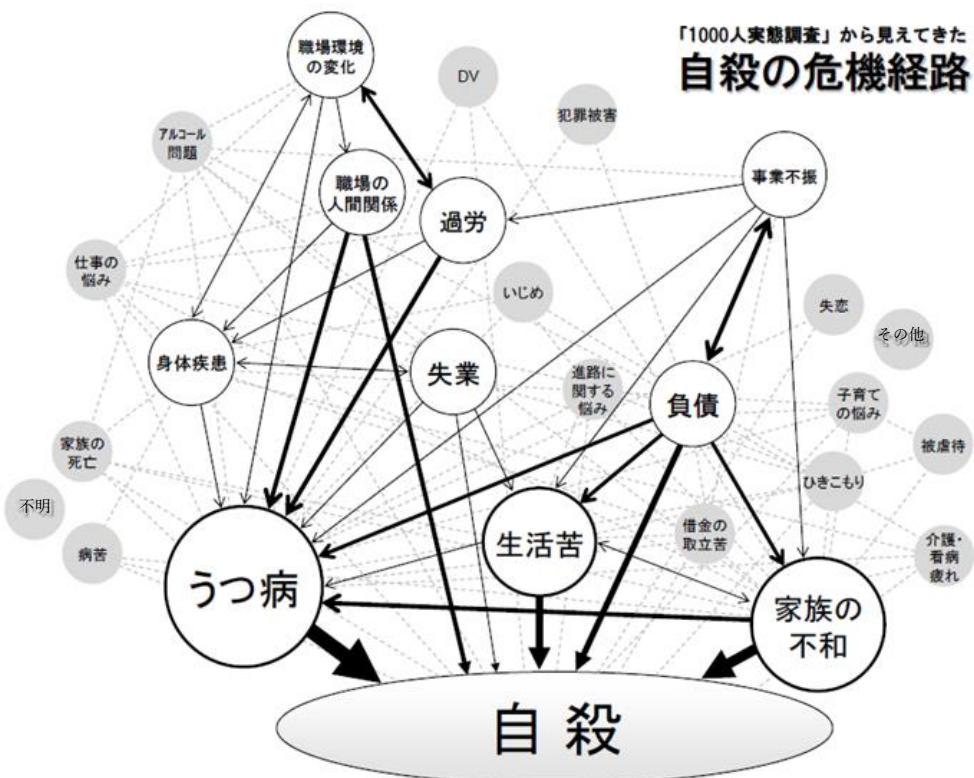
なお、NPO法人自殺対策支援センターライフリンクが行った自殺の実態調査から見えてきた「自殺の危機経路」を示した図があります。

自殺の直接的な要因としては主に「うつ状態（精神疾患）」が挙げられますが、うつ状態に至るまでに複数の要因が存在し、複雑に連鎖しています。

この図で、円の大きさは要因の発生頻度を表しており、矢印の太さは要因と要因の連鎖の因果関係の強さを表しています。

また、自殺で亡くなった人は、平均で4つ要因を抱えていたことが分かっています。

図13 自殺の危機経路



「自殺実態白書 2013」NPO法人ライフリンクから引用

(2) 重点的に支援が必要な対象者

三浦市の主な自殺の特徴のうち、上位3区分の特性と背景にある主な自殺の危機経路から、重点的に支援が必要な対象者として、以下の3分類が挙げられています。

- | | | |
|-------|---------|----------|
| ① 高齢者 | ② 生活困窮者 | ③ 勤務・経営者 |
|-------|---------|----------|

3 第1期計画の取組と評価

第1期計画（2019（平成31）年度～2023（令和5）年度）における取組と評価については以下のとおりです。

番号	施策区分	施策	取組・事業名	事業概要	担当部署	評価	今後の実施計画
1	基本施策1	地域におけるネットワークの強化	三浦市自殺対策会議の設置	保健・福祉・医療・教育・民間団体等の幅広い関係機関で構成される会議で自殺予防の推進を図るとともに、自殺対策に係る計画の協議や進行管理を行う。	保健福祉部福祉課	達成	継続
2	基本施策1	地域におけるネットワークの強化	ハイリスク地対策	三浦市内で考えられるハイリスク地は、神奈川県が施設管理者であることが多いため、神奈川県の自殺対策や施設管理の所管部署、三崎警察署などの関係機関と連携して、転落防止柵の設置などについて協議し、対策を推進する。	保健福祉部福祉課（神奈川県等）	数値評価は困難	継続
3	基本施策2	自殺対策を支える人材の育成	ゲートキーパーの養成研修	職員や地域住民、関係機関など様々な分野の方々に対して研修を行い、地域の見守る人材の養成に努める。	保健福祉部福祉課	達成	継続
4	基本施策2	自殺対策を支える人材の育成	民生委員・児童委員協議会事業	民生委員・児童委員が、担当地区での見回り活動等により、福祉を必要としている方を把握し、制度の紹介や市役所等の担当部署との連携により支援を行い、地域福祉、社会福祉の拡充・増進を進めます。	保健福祉部福祉課	数値評価は困難	継続
5	基本施策2	自殺対策を支える人材の育成	職員メンタルヘルス対策等	心の健康を維持し、また、心の健康に関する正しい知識の習得を図るために、職員に対してメンタルヘルス研修等を実施する。	総務部人事課	達成	継続
6	基本施策3	市民への啓発と周知	広報紙発行事業	三浦市で実施する行政施策や各種相談、行事等を広く市民へ周知するために、広報紙「三浦市民」を毎月発行する。	市民部市民協働課	達成	継続
7	基本施策3	市民への啓発と周知	ホームページを活用した普及啓発	自殺予防に関する知識や相談窓口等、自殺対策について広く市民に普及するよう、市ホームページを活用して周知を行う。	保健福祉部福祉課	達成	継続
8	基本施策3 重点施策3	市民への啓発と周知 勤務・経営者への支援	自殺予防キャンペーン事業	自殺予防週間等において自殺予防キャンペーンを実施し、市民の自殺予防への関心を高め、自殺関連事象（多重債務、うつ病等）に対する正しい知識の普及を推進するため、リーフレットや啓発グッズの配布を行う。	保健福祉部福祉課	一部未達成	継続
9	基本施策4	生きることの促進要因への支援	女性相談事業	配偶者からの暴力等についての女性相談を毎月1回実施し、専門相談員による助言及び指導を行うとともに、必要に応じて相談者の一時保護等の支援を行う。	市民部市民協働課	達成	継続
10	基本施策4	生きることの促進要因への支援	市民相談事業	法律相談、人権相談、成年後見相談等の専門的相談窓口を提供するとともに、様々な問題でお困りの市民からの相談に職員が対応し、必要に応じて市役所の担当部署への紹介や連絡を行う。	市民部市民サービス課	達成	継続
11	基本施策4	生きることの促進要因への支援	地域包括支援センター運営事業	地域包括支援センターを設置し、高齢者が抱える様々な問題に対して相談に応じ、包括的継続的に支援を行う。	保健福祉部高齢介護課	達成	継続
12	基本施策4	生きることの促進要因への支援	健康増進事業	保健師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士等による健康相談・健康教育等を行い、市民の生活習慣の改善を促し、健康増進を図る。	保健福祉部健康づくり課	概ね達成	継続

第2章 三浦市における自殺の現状と神奈川県・全国との比較

番号	施策区分	施策	取組・事業名	事業概要	担当部署	評価	今後の実施計画
13	基本施策4	生きることの促進要因への支援	子育て世代包括支援事業	妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供する子育て世代包括支援センターを設置し、助産師、保健師などの専門職等が、妊産婦に対し切れ目のない支援を行う。	保健福祉部子ども課	達成	継続
14	基本施策4	生きることの促進要因への支援	各種検診・健康診査事業	市民の健康及び疾病予防意識を啓発し、疾病的早期発見、早期治療へと繋げることを目的として、各種がん検診及び健康診査を実施する。	保健福祉部保険年金課 保健福祉部健康づくり課	概ね達成	継続
15	基本施策4	生きることの促進要因への支援	各種医療費助成事業	健康の保持・増進や生活の安定・自立を図ることを目的として、ひとり親家庭、障害者及び小児等への医療費の一部を助成する。	保健福祉部福祉課 保健福祉部子ども課	達成	継続
16	基本施策4 重点施策3	生きることの促進要因への支援 勤務・経営者への支援	精神保健福祉対策・自殺対策	神奈川県鎌倉保健福祉事務所三崎センターと連携し、精神障害者の早期治療と社会復帰を援助することを目的に、福祉職等による相談、訪問指導を実施とともに、普及啓発講演会・研修会を開催し、自殺対策をはじめ精神保健福祉思想の普及に努める。	保健福祉部福祉課 神奈川県鎌倉保健福祉事務所三崎センター	一部未達成	継続
17	基本施策5	生きづらさを抱えた若年者への支援	相談指導教室事業	不登校児童生徒に対して、校外に相談指導教室を設置し、専門の指導教師による指導や相談を行う。	教育部学校教育課	達成	継続
18	基本施策5	生きづらさを抱えた若年者への支援	教育指導事業	児童生徒の学習や学校生活に起因する諸問題に対応するため、教育相談員を設置し、保護者や児童生徒の相談に応じる。	教育部学校教育課	達成	継続
19	基本施策5	生きづらさを抱えた若年者への支援	児童生徒が早期に助けを求めることができる環境づくり	神奈川県内の小中学校の研修等の開催状況をみて、検討を進める。	教育部学校教育課	達成	継続
20	基本施策5	生きづらさを抱えた若年者への支援	成人式自殺予防キャンペーン事業	成人式会場において自殺予防キャンペーンを実施し、新成人に対して、ストレスや心の不調などを示すサインへの気付きや様々な相談機関についての知識の普及を推進するため、リーフレットや啓発グッズの配布を行う。	保健福祉部福祉課	一部未達成	対象を中学3年生に変更し、継続
21	重点施策1	高齢者への支援	老人クラブ育成事業	市内29の単位クラブ及び三浦市老人クラブ連合会の育成補助を行い、研修会・老人福祉大会等諸事業を支援する。	保健福祉部高齢介護課	概ね達成	継続
22	重点施策1	高齢者への支援	シルバー人材センター育成事業	高齢者の就業の場を確保し提供することにより、高齢者の生きがいの充実と地域社会づくりに寄与する（公社）三浦市シルバー人材センターに対して、育成補助を行い、高齢者の雇用の促進及び機会の確保を図る。	保健福祉部高齢介護課	達成	継続
23	重点施策1	高齢者への支援	老人福祉保健センター運営事業	高齢者が趣味や生きがいを目的として相互に交流ができるように、入浴・会食等の場を提供し、高齢者の健康相談をはじめクリエーションの場としての事業を指定管理により実施する。	保健福祉部高齢介護課	概ね達成	継続
24	重点施策1	高齢者への支援	介護予防把握事業	地域包括支援センターや高齢介護課職員が、訪問、家族や地域からの相談及び介護予防に関する教室で、基本チェックリストを含む実態把握を行い、閉じこもりなど何らかの支援を必要とする高齢者を早期に把握する。	保健福祉部高齢介護課	達成	継続

番号	施策区分	施策	取組・事業名	事業概要	担当部署	評価	今後の実施計画
25	重点施策1	高齢者への支援	地域介護予防活動支援事業	【元気アップ教室】 高齢者の介護予防に関する知識が豊富で指導経験豊かな健康運動指導士を派遣し、定期的な運動を実施する。また、健康づくり課の栄養士、歯科衛生士の協力を得て介護予防の講話も実施する。 【ふれあいサロン事業】 高齢者が、気軽に集いふれあうことができる場の提供による、安否確認、閉じこもり・うつ・認知症予防と早期発見・対応を実施する。 【傾聴ボランティア養成】 高齢者の介護予防を支援するボランティアの育成として、傾聴ボランティア養成講座を開催し、受講終了者については、活動の支援の場の調整も実施する。 【介護予防センター研修会】 運動教室やサロンの補助や認知症予防教室での学習をサポートする介護予防センターの養成研修会を実施する。	保健福祉部高齢介護課	概ね達成	継続
26	重点施策2	生活困窮者への支援	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、自立相談支援事業を行うとともに、離職者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している又は喪失するおそれのある方を対象として住宅費を支給する等の事業を行う。	保健福祉部福祉課	達成	継続
27	重点施策2	生活困窮者への支援	生活保護事業	経済的に自立した生活を送ることが困難になった世帯の相談に応じて、生活保護法に基づき、生活困窮世帯に対してその世帯に応じた最低限度の生活保障を実施するとともに、自立の助長を図る。	保健福祉部福祉課	達成	継続
28	重点施策3	勤務・経営者への支援	三浦野菜安全・安心事業	市や県のHPでの放射性物質濃度検査結果の掲載や市場に検査成績書を送ることで市場関係者や消費者へ「安全・安心」を証明し値崩れを防ぎ価格の安定に努める。	経済部農産課	概ね達成（令和3年度で終了）	終了
29	重点施策3	勤務・経営者への支援	漁業共済掛金助成事業	漁業災害補償法に基づき、不漁や自然災害により水揚金額が減少した場合に損失補償をする漁業共済制度に加入する漁業者に対し、共済掛金の自己負担の一部を補助する。	経済部海産水産課	達成	継続
30	重点施策3	勤務・経営者への支援	三浦市経済対策利子補給金交付事業	中小企業の経営安定のため、年末の資金繰りとして融資を受けた市内中小企業者に対して、借入金利子相当額の一部を助成する。	経済部もてなし課	達成	継続

取組の達成状況については、2019（平成31）年度から2022（令和4）年度までの達成度の平均が90%以上であれば「達成」、75%以上90%未満の場合は「概ね達成」、50%以上75%未満の場合は「一部未達成」、50%未満の場合は「未達成」としています。

「一部未達成」及び「概ね達成」の達成度となっている事業については、新型コロナウィルス感染症流行の影響で事業が未実施となったことが達成度を下げる大きな要因となっていると思われます。

第1期計画（2019（平成31）年度～2023（令和5）年度）における数値目標は、2018（平成30）年～2022（令和4）年の5年間の自殺死亡率の平均を、2013（平成25）年～2017（平成29）年の自殺死亡率23.2から20%減少させて18.6にすることとしました。

この目標に対して、2018（平成30）年～2022（令和4）年の5年間の自殺死亡率の実績の平均は、20.9となり、目標達成とはなりませんでした。

目標が達成できなかった原因としては、2020（令和2）年、新型コロナウイルス感染症が流行したことによって、一時的に自殺者数が増加したこと、対策事業が思うように実施できなかった時期があったこと、また、母数となる人口が5年間の間に徐々に減少していることから、自殺者数としては減少傾向又は横ばい傾向にあっても自殺死亡率としては高くなるという問題も考えられます。

自殺者数の推移を見ると、三浦市自殺対策計画が策定された2019（平成31）年度以降は2020（令和2）年に一時的に増加した時期はありましたが、全体的にはそれまでの自殺者数と比べ、減少傾向にあることから、基本的には前計画の取組を継続することとし、必要に応じて取組の強化をしてまいります。

第3章　自殺対策推進のための方針と施策体系

1　基本理念

『誰も自殺に追い込まれることのない三浦市を目指して』

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。

第2章において、三浦市における自殺の現状を確認しましたが、最近5年間の自殺の原因・動機を見ても、健康問題をはじめ、経済・生活問題、家庭問題、勤務問題、男女問題と、様々な要因が自殺の背景にあることが分かります。

このため、自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、総合的に推進する必要があります。

最近5年間の三浦市の自殺死亡率は、神奈川県や全国と比較しても、高い水準となっています。

自殺対策の本質が生きることの支援にあることを改めて確認し、『誰も自殺に追い込まれることのない三浦市 の実現を目指して』を基本理念として、自殺対策を推進していきます。

2　基本方針

(1)　生きることの包括的な支援

経済・生活問題、健康問題、家庭問題等、自殺の背景・原因となる様々な要因について、一見個人の問題と思われる要因であっても、相談・支援体制の整備や社会的な支援の手を差し伸べることで解決できる場合もあります。

自殺のリスクは、「生きることの阻害要因」が「生きることの促進要因」を上回ったときに高くなると考えられます。

そのため、自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で、『生きることの包括的な支援』として推進します。

(2) 関連施策の連携の強化

自殺は、経済・生活問題、健康問題、人間関係の問題のほか、家族の状況や地域・職場の在り方の変化など様々な要因が複雑に関係しており、自殺を防ぐためには、精神保健的な取組だけでなく、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

例えば、経済・生活問題の相談窓口担当者において、相談者がそれ以外の悩みや問題を抱えていることを感じた時には、問題に対応した相談窓口を紹介できるようにする必要があります。

こうしたことから、様々な分野の担当者が自殺対策の一翼を担っているという意識を共有し、自殺対策の効果を高めるために『関連施策の連携の強化』を推進します。

(3) 役割の明確化及び連携・協働の推進

自殺対策が最大限効果を発揮するためには、行政、関係団体等、企業、住民等が連携・協働して総合的に推進することが必要となります。

そこで、この役割を改めて明確化するとともに、県において設置されている地域自殺対策推進センターや精神保健福祉センター、鎌倉保健福祉事務所三崎センターとの連携をより一層強化し、ともに自殺対策に取り組みます。

(4) 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮

自殺対策基本法第9条において、「自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようしなければならない」と定められていることを踏まえ、このことを改めて認識して自殺対策に取り組みます。

3 施策体系

(1) 基本施策

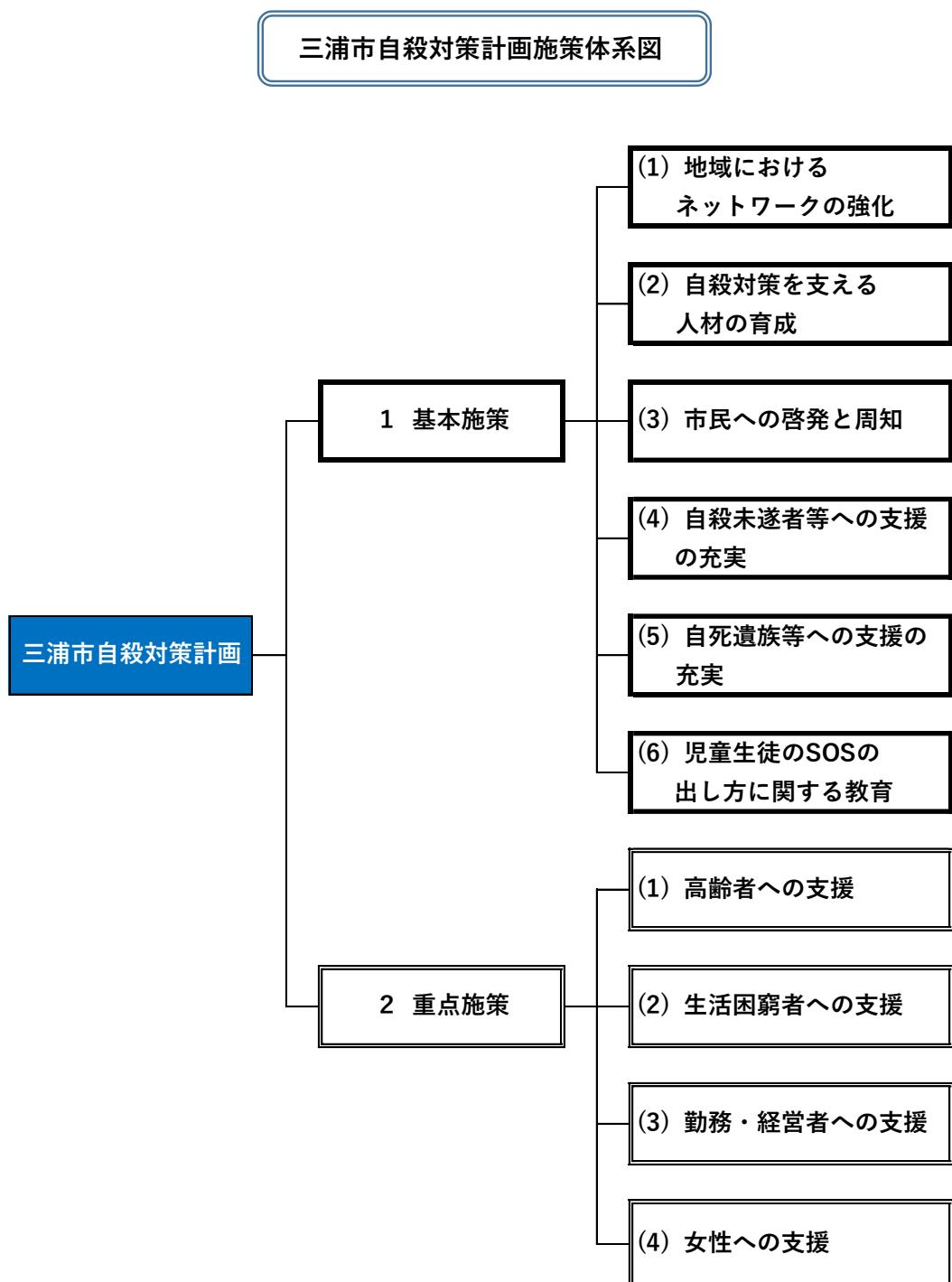
国は、地域自殺対策政策パッケージ（※）の中で、全ての自治体で取り組む必要がある5つの基本施策を示しています。

三浦市においても、その5つの基本施策を基にして、①地域におけるネットワークの強化、②自殺対策を支える人材の育成、③市民への啓発と周知、④自殺未遂者等への支援の充実、⑤自死遺族等への支援の充実、⑥児童生徒のSOSの出し方に関する教育、の6つを三浦市自殺対策計画の基本施策とします。

※…地域自殺対策計画の策定支援のために、国の自殺総合対策推進センターが、地域の自殺の実態を分析した地域自殺実態プロファイルとともに作成した政策パッケージ

(2) 重点施策

第2章の最後に確認した三浦市で重点的に支援が必要な対象者3分類（①高齢者、②生活困窮者、③勤務・経営者）に、令和4年に女性の自殺者数が増加に転じたことを鑑み、女性を加えた4分類への支援を重点施策とします。



(3) SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進

SDGs（エス・ディー・ジーズ）は、2015（平成27）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016（平成28）年から2030（令和12）年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、開発途上国のみならず先進国を含む国際社会全体の目標として、経済・社会・環境の諸問題を統合的に解決することの重要性が示されています。

本計画に掲げる施策と特に関連するSDGsの目標は次のとおりであり、本計画の推進が当該目標の達成に資するものとして位置づけます。



第4章 施策展開

1 基本施策

(1) 地域におけるネットワークの強化

自殺の多くは、家庭や学校、健康や職場の問題など様々な要因が関係していると考えられます。それらの問題に適切に対応するためには、行政や関係機関、民間団体などが連携・協働し、地域一体となって自殺対策に取り組むことが重要となります。

【様々な分野の生きる支援との連携体制の強化】

地域における様々な分野の方による包括的な支援は重要であり、このような包括的な取組の実現に向け、関係機関において自殺対策に係る方向性を共有するとともに、自殺の予防に向けた連携の強化を図ります。

【地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度などとの連携】

制度の狭間にある方、様々な問題を抱え自ら相談に行くことが困難な方などを、支援していくため、民生委員などの地域住民と直接関わりのある方と行政や関係機関の協働により、地域共生社会の実現に向けた取組みを進めます。

また、生活が困窮した方々を早期発見、複合的に対応することができるためのネットワークを構築することが重要です。各種相談窓口で把握した生活困窮者を自立支援の窓口につなぐことや、自殺リスクの高い生活困窮者に対して、生活困窮者自立支援制度を活用し関係機関と連携して効率的な支援を行います。

【ハイリスク地の自殺対策の継続】

三浦市内で考えられるハイリスク地は、主に海に面した場所と想定され、神奈川県が施設管理者であることが多くなりますが、国の自殺総合対策推進センターから提供された三浦市地域自殺実態プロファイルでは、2020年版以降、ハイリスク地の該当はありません。

引き続き、ハイリスク地の該当とならないよう、神奈川県の自殺対策や施設管理の所管部署、三崎警察署などの関係機関と連携して、適切な対策を継続します。

(2) 自殺対策を支える人材の育成

自殺リスクが高い人の早期発見と早期対応のため、自殺の危機を示すサインに気づき、話を聴いて、見守りながら必要な相談、支援機関につなぐ役割を担う地域のネットワークの担い手・支え手となるゲートキーパーの養成を進めます。

また、地域住民と接する機会の多い市職員などが、様々な悩みや問題を抱えた人に対して、適切に対応できるよう人材の育成に取り組みます。

【悩みに寄り添える人を養成する】

自殺や自殺予防、うつ病などの精神疾患についての正しい知識について、民生委員など地域住民と関わることが多い関係者に対し、普及・啓発を図るとともに、自殺予防に関する情報提供などを通じて、地域の見守る人材の養成に努めます。

【ゲートキーパーの養成】

保健、医療、福祉、教育、経済、労働などの様々な分野において、問題を抱えて悩んでいる方の自殺の危険を示すサインに気づき、必要な支援や相談へつなぎ、見守る役割を支える人材（ゲートキーパー）の養成を進めます。

【市職員を対象とした研修】

市職員に対して、メンタルヘルスや自殺予防に関する研修を実施することにより、正しい知識を習得し、自殺リスクを抱えた市民の早期発見や問題を抱えた市民に対して適切に対応できるよう、人材の育成に努めます。

(3) 市民への啓発と周知

自殺を考えている人は悩みながらもサインを発しています。自殺を防ぐためには、このようなサインを発している方に対し、周囲の人が見落とさず「サインに気づく」ことが重要です。

ただ、様々な要因が複雑に絡み合っていることもあって、サインが気づかれにくいという現実があります。

このため、地域、職場及び学校などにおいて、相談できる体制を整え早い段階で専門機関につなげる体制を構築する必要があります。

また、自殺や精神疾患に対する誤った認識や偏見を払拭し、正しい認識を広げるための普及啓発活動が必要です。

【市広報紙や市ホームページ等を活用した普及啓発】

悩みを抱える人が適切な支援を受けられ、多くの市民に自殺予防に関する知識の普及が進むよう、市広報紙や市ホームページ等を活用した形で周知を図ります。

また、関係機関と連携し自殺予防などに関する啓発活動を行います。

【自殺予防キャンペーンの実施】

自殺予防への関心を高めるため、『誰も自殺に追い込まれることのない三浦市を目指して』という理念のもと、自殺予防週間等において自殺予防キャンペーンを実施し、自殺や自殺関連事象（多重債務、うつ病等）に対する正しい知識の普及を推進します。

【生活における困りごとに対する相談の充実】

それぞれの年代や生活状況によって生じてくる様々な困りごと（健康、子育て、介護、生活困窮など）に応じて、関係機関と連携を図りながら問題解決に当たります。

【居場所づくりの支援】

地域包括ケアシステムなどの施策と連動し、孤立に陥る恐れのある人が社会的自立の促進を図る居場所の確保や、生きがいづくりを推進します。

【病気に関する悩みへの支援】

健康問題の背景には、様々な要因が隠れている場合があることから、各種医療費の助成により経済面の支援を行うとともに、地域の医療機関と連携し、身体面の不安全感の軽減を図ります。

(4) 自殺未遂者等への支援の充実

自殺未遂者、生きづらさを抱えた人、孤立に陥る恐れがある人に対して、孤立する前に地域とのつながりを作り「孤立をふせぐための居場所づくり」を推進するとともに、生きがいづくりにつながる支援に取り組みます。

【医療と地域の連携推進による包括的な自殺未遂者支援の強化】

自殺未遂者について、医療機関や警察、消防、保健所など関係機関と緊密な連携体制を構築し、切れ目のない包括的な支援を行うことにより、リスクの軽減に努めます。

【居場所づくりとの連動による支援】

生きづらさを抱えた人や自己肯定感が低い若者、配偶者と離別・死別した高齢者や退職して役割を喪失した中高年男性、性的マイノリティの方等、孤立のリスクを抱えるおそれのある人が、孤立する前に、地域とつながり、支援につながるよう、国や県と連携をする中で、孤立を防ぐための居場所づくり等に努めます。

(5) 自死遺族等への支援の充実

自殺により遺された人等が迅速な支援を受けられるよう、また、必要な支援情報を得ることができるよう、国や県と連携し支援の充実に努めます。

【遺族の自助グループ等の運営支援】

地域における遺族の自助グループ等の支援や、相談機関の遺族等への周知について、国や県と連携し支援に努めます。

【学校、職場等での事後対応の促進】

学校、職場で自殺があった場合に、その直後の周りの人々に対する心理的ケアが的確に行われるよう教育委員会を始め、国や県等関係機関との連携を進めます。

【遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の促進等】

自殺者や遺族のプライバシーに配慮しつつ、遺族等が必要とする支援策等に係る情報提供が適切に行われるよう国や県との連携を進めます。

【遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上】

国や県等が開催する研修に参加し、職員の資質向上に努めます。

【遺児等への支援】

遺児等やその保護者への相談機関の周知や、地域における遺児等の支援活動の運営が適切に行われるよう、国や県、児童相談所等関係機関と連携し支援に努めます。

(6) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

児童生徒、若年者が抱える悩みは多種多様ですが、子どもから大人への移行期には特有の大きな変化があり、ライフステージに応じた対応が求められます。

児童生徒が社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスの対処法を身につけるための教育や、不登校・引きこもりなど社会から孤立している若年者がSOSを出した時に、それを受け止めることができる身近な大人(信頼できる・相談できる大人)を地域に増やす取組が重要です。

また、関係機関と学校が連携し、児童生徒が早期に助けを求めることができる環境づくりに向けて検討を進めます。

【児童生徒が相談できる場の確保】

児童生徒が、学校において様々な困難や問題（いじめなど）に直面したとき、一人で抱え込むことなく、教職員やスクールカウンセラー等に対して児童生徒が気軽に相談できるように相談体制を充実させ、リスクの軽減を図ります。

【SOSの出し方に関する教育の実施】

小中学校において、人権教育をさらに推進し、自他の命の尊さについて学ぶ機会を充実させるとともに、いじめ等の様々な困難やストレスに直面した際に、信頼できる地域の大人や相談機関に早めに助けの声を上げられるような教育（SOSの出し方に関する教育）の実施を進めます。

【中学3年生への自殺予防キャンペーンの実施】

ライフシーンが変わる中学校卒業を控えた3年生やその家族に、自殺対策の啓発グッズを配布し、ストレスなどによる心の不調などを示すサインへの気づきや、様々な相談機関についての知識の普及を促進します。

2 重点施策

(1) 高齢者への支援

三浦市では、第2章で確認したように、60歳代及び80歳以上の年齢区分において、自殺死亡率が神奈川県・全国よりも高くなっています。

また、原因・動機別の自殺者数では、全国的にみても健康問題が最も多く、三浦市でも健康問題を抱えて多くの方が亡くなっています。

高齢者は、退職などを契機にそれまで属していた社会との関わりが途絶えて、孤立・孤独に陥り、閉じこもり状態になりやすいと言われており、その結果、相談や支援につながらなくなります。

こうしたことから、高齢者の状況を把握し、閉じこもり状態を防止して必要なサービスの適切な活用につなげ、また、居場所づくりや社会参加の機会を増やす取組を促進し、地域の中で元気に生きがいを持って生活できる地域づくりを推進します。

【高齢者の状況の把握】

市職員や地域包括支援センターにおいて、訪問、地域からの相談、介護予防教室開催時などに実態を把握し、閉じこもり状況等何らかの支援が必要な高齢者を早期に把握します。

【高齢者の居場所づくり】

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、老人福祉保健センターやふれあいサロンなどの事業を実施して、気軽に集うことができる場の提供を行い、孤立・孤独の予防を図ります。

【高齢者の社会参加の機会の提供】

高齢者が元気に生きがいを持って生活できるよう、公共施設や地区の会館などで、定期的に運動を行う「元気アップ教室」などの健康維持や介護予防に役立つイベントを開催して、健康問題に対する支援を行います。

また、老人クラブやシルバー人材センターへの補助を行い、高齢者の参加する研修会の開催や就業の場の確保など、様々な場面での社会参加の機会の提供を支援します。

(2) 生活困窮者への支援

三浦市では、自殺者のうち約60%が無職者であり、原因・動機別の自殺者割合でも、健康問題に次いで、経済・生活問題が2番目に高くなっています。

生活困窮者は、その背景として、就労や多重債務などの経済的な問題だけでなく、障害や精神疾患などの心身の問題や、介護や虐待などの家族の問題など多様な問題を複合的に抱えていることがあります。また、そのことによって家族関係や地域とのつながりが希薄になり、社会的に孤立してしまう傾向があります。

したがって、生活困窮者への支援に当たっては、様々な部門の相談支援との連携を強化し、取組を推進していく必要があります。

【生活困窮者への支援の充実】

生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業や生活保護法に基づく生活保護事業の実施において、生活困窮者が抱える問題・状況に応じて、保健・福祉・医療・労働等の各相談支援部門との連携を強化し、また、弁護士等の専門家による各種相談を活用するなどして、必要な支援へつなげることにより、社会的な孤立を防止し、自立した生活に向けての支援を実施します。

(3) 勤務・経営者への支援

有職者の自殺者数の内訳を神奈川県・全国と比較すると、三浦市も同じような割合となっています。

勤務・経営者への支援は、多様な勤務・労働環境に対応できるよう、単に職域、各事業所での対策だけではなく、行政や地域の業界団体の役割が重要であり、地域での周知、啓発等も望まれます。

そこで、経済問題に対する支援を行うほか、商工会議所などの関係団体とも自殺対策に関連する事業の普及啓発について連携し、勤務・経営者への支援を推進します。

【自営業者、中小企業への経済的支援】

年によって経営環境が不安定な一次産業従事者や経営基盤の弱い中小企業へ様々な視点からの経済的支援を行います。

【メンタルヘルス対策の推進】

神奈川県鎌倉保健福祉事務所三崎センターと商工会議所などの関係団体とも連携して、メンタルヘルスなどの自殺対策関連事業や各種相談機関の周知や自殺予防の普及啓発を行います。

【家族等への自殺予防の普及啓発】

単身世帯の割合が全国に比べて低い三浦市の特徴を活かして、家族等の同居人が、勤務・経営者の心身の不調にいち早く気づき、適切な相談につなぐことができるよう、市のホームページや、自殺予防週間等に実施する自殺予防キャンペーンなどを通じて、各種相談機関等の周知を行い、自殺予防の普及啓発を行います。

(4) 女性への支援

日本の自殺死亡率は、近年、全体としては低下傾向にあるものの、女性の自殺者数は2020（令和2）年に2年ぶりに増加し、2021（令和3）年も更に前年を上回りました。三浦市における女性の自殺者数は、近年横ばい傾向でしたが、2022（令和4）年に増加に転じました。女性の自殺対策は、妊産婦への支援を始め、女性特有の視点も踏まえ、講じていく必要があります。

【妊産婦への支援の充実】

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供し、切れ目のない支援を行います。

【困難な問題を抱える女性への支援】

女性相談の実施や、必要に応じて相談者の一時保護等の支援を行います。

第5章 三浦市における主な自殺対策事業

1 基本施策

(1) 地域におけるネットワークの強化

取組・事業	概要	担当部署
三浦市自殺対策会議の設置	保健・福祉・医療・教育・民間団体等の幅広い関係機関で構成される会議で自殺予防の推進を図るとともに、自殺対策に係る計画の協議や進行管理を行う。	保健福祉部福祉課
ハイリスク地対策	三浦市内で考えられるハイリスク地は、神奈川県が施設管理者であることが多いため、神奈川県の自殺対策や施設管理の所管部署、三崎警察署などの関係機関と連携して、対策を継続する。	保健福祉部福祉課 神奈川県等

(2) 自殺対策を支える人材の育成

取組・事業	概要	担当部署
ゲートキーパーの養成研修	職員や地域住民、関係機関など様々な分野の方々に対して研修を行い、地域の見守る人材の養成に努める。	保健福祉部福祉課
民生委員・児童委員協議会事業	民生委員・児童委員が、担当地区での見回り活動等により、福祉を必要としている方を把握し、制度の紹介や市役所等の担当部署との連携により支援を行い、地域福祉、社会福祉の拡充・増進を進める。	保健福祉部福祉課
職員メンタルヘルス対策等	心の健康を維持し、また、心の健康に関する正しい知識の習得を図るため、職員に対してメンタルヘルス研修等を実施する。	総務部人事課

(3) 市民への啓発と周知

取組・事業	概要	担当部署
広報紙発行事業	三浦市で実施する行政施策や各種相談、行事等を広く市民へ周知するために、広報紙「三浦市民」を毎月発行する。	市民部市民協働課
ホームページを活用した普及啓発	自殺予防に関する知識や相談窓口等、自殺対策について広く市民に普及するよう、市ホームページを活用して周知を行う。	保健福祉部福祉課
自殺予防キャンペーン事業	自殺予防週間等において自殺予防キャンペーンを実施し、市民の自殺予防への関心を高め、自殺関連事象（多重債務、うつ病等）に対する正しい知識の普及を推進するため、リーフレットや啓発グッズの配布を行う。	保健福祉部福祉課
市民相談事業	法律相談、人権相談、成年後見相談等の専門的相談窓口を提供するとともに、様々な問題でお困りの市民からの相談に職員が対応し、必要に応じて市役所の担当部署への紹介や連絡を行う。	市民部市民サービス課
地域包括支援センター運営事業	地域包括支援センターを設置し、高齢者が抱える様々な問題に対して相談に応じ、包括的継続的に支援を行う。	保健福祉部高齢介護課
健康増進事業	保健師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士等による健康相談・健康教育等を行い、市民の生活習慣の改善を促し、健康増進を図る。	保健福祉部健康づくり課
各種検診・健康診査事業	市民の健康及び疾病予防意識を啓発し、疾病的早期発見、早期治療へと繋げることを目的として、各種がん検診及び健診査を実施する。	保健福祉部保険年金課 保健福祉部健康づくり課
各種医療費助成事業	健康の保持・増進や生活の安定・自立を図ることを目的として、ひとり親家庭、障害者及び小児等への医療費の一部を助成する。	保健福祉部福祉課 保健福祉部子ども課

(4) 自殺未遂者等への支援の充実

取組・事業	概要	担当部署
精神保健福祉対策・自殺対策	神奈川県鎌倉保健福祉事務所三崎センターと連携し、精神障害者の早期治療と社会復帰を援助することを目的に、福祉職等による相談、訪問指導を実施するとともに、普及啓発講演会・研修会を開催し、自殺対策をはじめ精神保健福祉思想の普及に努める。	保健福祉部福祉課 神奈川県鎌倉保健福祉事務所三崎センター

(5) 自死遺族等への支援の充実

国や県との連携により、支援の周知、充実に努めます。

(6) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

取組・事業	概要	担当部署
相談指導教室事業	不登校児童生徒に対して、校外に相談指導教室を設置し、専門の指導教師による指導や相談を行う。	教育部学校教育課
教育指導事業	児童生徒の学習や学校生活に起因する諸問題に対応するため、教育相談員を設置し、保護者や児童生徒の相談に応じる。	教育部学校教育課
児童生徒が早期に助けを求めることができる環境づくり	神奈川県内の小中学校の研修等の開催状況をみて、検討を進める。	教育部学校教育課
中学3年生への自殺予防キャンペーン事業	ライフシーンが変わる中学校卒業を控えた3年生やその家族に、ストレスや心の不調などを示すサインへの気付きや様々な相談機関についての知識の普及を推進するため、リーフレットや啓発グッズの配布を行う。	保健福祉部福祉課

2 重点施策

(1) 高齢者への支援

取組・事業	概 要	担当部署
老人クラブ育成事業	市内の単位クラブ及び三浦市老人クラブ連合会の育成補助を行い、研修会・老人福祉大会等諸事業を支援する。	保健福祉部高齢介護課
シルバー人材センター育成事業	高齢者の就業の場を確保し提供することにより、高齢者の生きがいの充実と地域社会づくりに寄与する(公社)三浦市シルバー人材センターに対して、育成補助を行い、高齢者の雇用の促進及び機会の確保を図る。	保健福祉部高齢介護課
老人福祉保健センター運営事業	高齢者が趣味や生きがいを目的として相互に交流ができるよう、入浴・会食等の場を提供し、高齢者の健康相談をはじめレクリエーションの場としての事業を指定管理により実施する。	保健福祉部高齢介護課
介護予防把握事業	地域包括支援センターや高齢介護課職員が、訪問、家族や地域からの相談及び介護予防に関する教室で、基本チェックリストを含む実態把握を行い、閉じこもりなど何らかの支援を必要とする高齢者を早期に把握する。	保健福祉部高齢介護課
地域介護予防活動支援事業	<p>【元気アップ教室】 高齢者の介護予防に関する知識が豊富で指導経験豊かな健康運動指導士を派遣し、定期的な運動を実施する。また、健康づくり課の専門職の協力を得て介護予防の講話も実施する。</p> <p>【ふれあいサロン事業】 高齢者が、気軽に集いふれあうことができる場の提供による、安否確認、閉じこもり・うつ・認知症予防と早期発見・対応を実施する。</p> <p>【傾聴ボランティア養成】 高齢者の介護予防を支援するボランティアの育成として、傾聴ボランティア養成講座を開催し、受講終了者については、活動の支援の場の調整も実施する。</p> <p>【介護予防サポーター研修会】 運動教室やサロンの補助や認知症予防教室での学習をサポートする介護予防サポーターの養成研修会を実施する。</p>	保健福祉部高齢介護課

(2) 生活困窮者への支援

取組・事業	概 要	担当部署
生活困窮者自立支援事業	生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、自立相談支援事業を行うとともに、離職者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している又は喪失するおそれのある方を対象として住宅費を支給する等の事業を行う。	保健福祉部福祉課
生活保護事業	経済的に自立した生活を送ることが困難になった世帯の相談に応じて、生活保護法に基づき、生活困窮世帯に対してその世帯に応じた最低限度の生活保障を実施するとともに、自立の助長を図る。	保健福祉部福祉課

(3) 勤務・経営者への支援

取組・事業	概 要	担当部署
漁業共済掛金助成事業	漁業災害補償法に基づき、不漁や自然災害により水揚金額が減少した場合に損失補償をする漁業共済制度に加入する漁業者に対し、共済掛金の自己負担の一部を補助する。	経済部海業水産課
三浦市経済対策利子補給金交付事業	中小企業の経営安定のため、年末の資金繰りとして融資を受けた市内中小企業者に対して、借入金利子相当額の一部を助成する。	経済部もてなし課
精神保健福祉対策・自殺対策 【再掲】	神奈川県鎌倉保健福祉事務所三崎センターと連携し、精神障害者の早期治療と社会復帰を援助することを目的に、福祉職等による相談、訪問指導を実施するとともに、普及啓発講演会・研修会を開催し、自殺対策をはじめ精神保健福祉思想の普及に努める。	保健福祉部福祉課 神奈川県鎌倉保健福祉事務所三崎センター
自殺予防キャンペーン事業 【再掲】	自殺予防週間等において自殺予防キャンペーンを実施し、市民の自殺予防への関心を高め、自殺関連事象（多重債務、うつ病等）に対する正しい知識の普及を推進するため、リーフレットや啓発グッズの配布を行う。	保健福祉部福祉課

(4) 女性への支援

女性相談事業	配偶者からの暴力等についての女性相談を毎月2回実施し、専門相談員による助言及び指導を行うとともに、必要に応じて相談者の一時保護等の支援を行う。	市民部市民協働課
子育て世代包括支援事業	妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供する親子相談センター「ひなたぼっこ」を設置し、助産師、保健師などの専門職等が、妊娠婦に対し切れ目のない支援を行う。	保健福祉部子ども課

第6章 自殺対策の推進体制等

1 自殺対策の推進体制

三浦市の自殺対策を効果的に推進するために、「三浦市自殺対策会議」を開催し、構成員から施策について意見を求めるとともに、行政・関係機関の連携を図ります。

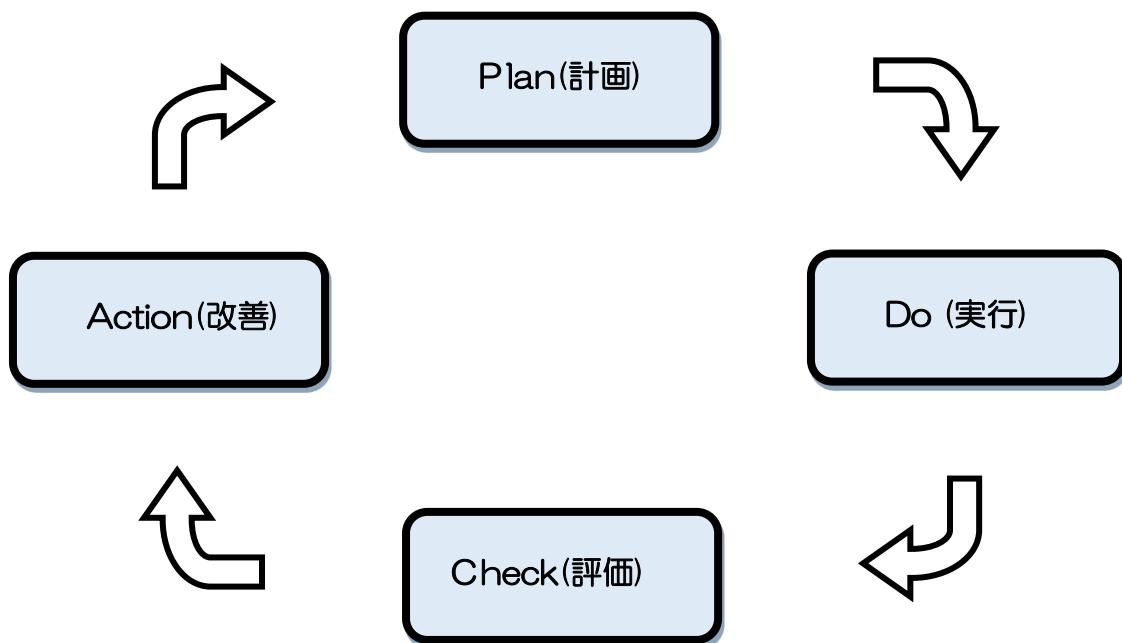
また、庁内については、『誰も自殺に追い込まれることのない三浦市を目指して』の基本理念のもと全庁的に連携して自殺対策を推進します。

2 計画の進行管理

計画を効果的に推進していくために、PDCAサイクルを活用して進行管理を行います。

部長会議等を活用して施策の取組状況を把握し、「三浦市自殺対策会議」において評価を行い、その結果を部長会議で報告した上で、目標達成に向けた課題の整理と課題の解決に向けた取組内容の改善を行います。

【PDCAサイクル】



資料編

三浦市自殺対策会議に関する要領

(開催)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、関係機関や民間団体等が相互に連携し、総合的かつ包括的な自殺対策の推進を図るため、三浦市自殺対策会議（以下「対策会議」という。）を開催する。

(所掌事項)

第2条 対策会議は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 自殺対策計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 自殺予防対策に関すること。
- (3) その他自殺対策の推進に関し必要な事項。

(構成)

第3条 対策会議の構成員は、別表に掲げる機関等及び市の関係部署の担当職員をもって構成する。

- 2 対策会議に座長を置き、構成員の互選により定める。
- 3 座長は、会務を総理し、対策会議を代表する。
- 4 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指定する構成員がその職務を代理する。

(意見の聴取)

第4条 対策会議は、必要に応じて対策会議の構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 対策会議の庶務は、障害福祉事務主管課において行う。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、座長が構成員の意見を聴いて定める。

附 則

この要領は、平成30年11月27日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年11月7日から施行する。

別表（第3条関係）

三浦市民生委員児童委員協議会
福井記念病院
学識経験者
三浦市社会福祉協議会
三崎警察署
神奈川県鎌倉保健福祉事務所三崎センター
教育委員会 学校教育課
保健福祉部 福祉課
保健福祉部 子ども課
保健福祉部 健康づくり課
保健福祉部 高齢介護課
三浦市立病院 地域医療科

第2期三浦市自殺対策計画
2024（令和6）年3月発行

発行者 三浦市
編 集 福祉課障害福祉グループ
〒238-0298
三浦市城山町1番1号
TEL 046-882-1111（代表）
FAX 046-881-0148